

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで

私は、20 歳になるからと母が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していたと聞いていた。納付するために国民年金に加入したのに保険料が未納になっているのはおかしいので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に未納期間が無く、申立期間も 8 か月と短期間である。

また、A 町の昭和 62 年度国民年金検認状況一覧表から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 12 月以前に払い出されたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は加入手続を行った時点では、現年度納付することが可能であり、保険料を納付するために加入手続を行ったとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人の父母は B 事業所に勤務しており、生活環境に大きな変化も認められないことから、国民年金保険料を納付する経済的余裕はあったものと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

ねんきん特別便で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、平成7年10月から8年3月まで申請免除された記録であった。

しかし、20歳になった時は大学生だったので、母親が申請免除の手続を平成7年度の当初に行ったが、免除の承認通知書が届くのが遅かったため、免除が承認されなかったものと思い、申請免除の手続を行ってから4か月が経過したころに、母親が平成7年4月から8年3月までの1年分の国民年金保険料を金融機関で一括納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人には国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「母親が年度当初に申請免除の手続を行ったが、免除の承認通知書が届くのが遅かったため、免除が承認されなかったものと思い、1年分の保険料を一括で納付した。」と主張しているとおおり、オンライン記録によれば、申請免除の受付が平成7年5月10日になされていることから、同年4月から8年3月までの期間の保険料について免除申請したものと推認されるところ、7年11月29日に、同年10月から8年3月までの期間を免除処理した記録となっており、行政の事務処理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

さらに、免除の承認通知書は平成7年12月になってから送付されたと考えられるところ、申立期間後の平成8年度及び9年度が、いずれも前納

により国民年金保険料が一括納付されていることから、申立人の母親が、承認通知書が届くのが遅かったため、申請免除の手続きを行ってから4か月が経過したころ（平成7年9月ごろ）に7年度の保険料を一括納付したとの主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで

夫が昭和50年6月にA市で私の国民年金の加入手続きを行い、同時に付加年金にも加入し、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで、付加保険料を納付していた。

しかし、被保険者記録を照会したところ、B町に係る申立期間の納付記録が定額保険料のみとなっていた。私は、途中で付加年金をやめるような手続は行っていないので、申立期間も付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月に国民年金に任意加入しており、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで定額保険料に未納は無く、付加保険料も申立期間を除いて納付済みとなっている。

また、申立人は、途中で付加年金をやめるような手続は行っていないと主張しているところ、オンライン記録において、付加年金の始期が昭和50年6月、終期が61年3月となっていることが確認できる。

さらに、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）に「C市検認」という記載があることから、同町では、転入元のC市から付加年金加入者であるとの情報の提供を受けていたものと推認される。次の転出先のD市において付加保険料が納付されていることから、B町からD市に対しても申立人が付加年金加入者であるとの情報の提供を行っていたものと推認される。

加えて、B町では、申立期間当時、定額保険料と付加保険料とを合算し

た額の納付書を発行していたと回答しており、申立人に対しても当該納付書が発行されていた可能性があるため、申立期間の付加保険料についても定額保険料と一緒に納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和49年1月から同年3月までの3か月間の国民年金保険料が未納になっているが、前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当該期間の保険料も銀行で同様に納付したと記憶している。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和43年1月1日以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が昭和49年4月に、48年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、その際に、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年4月1日まで

私が平成4年10月から5年3月まで勤務していたA社に関する年金事務所の調査があり、同年1月から同年3月までの標準報酬月額20万円が16万円に引き下げられていることが分かった。

当該事業所に勤務している間、20万円の給料に変動は無かったと記憶しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年3月まで20万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年7月13日）の後の7年2月6日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の場合、5年1月1日に遡及して16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所で社会保険事務の担当をしていたとしているところ、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、平成5年4月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、標準報酬月額の引下げの処理が行われた7年2月6日には、別の事業所で被保険者となることが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与していたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月9日から同年2月8日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和39年1月9日から同年2月8日までの1か月間が未加入期間であった。

当時、A社C支店から同社D支店開設のため同社本社に赴任し、同年4月1日に同社D支店次長となった。この間継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る人事カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年2月8日にA社C支店から同社D支店開設のため、同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年12月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から58年12月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで
③ 昭和60年6月から61年3月まで

私の父は、昭和49年9月ごろにA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。その時に、父は、私が20歳になった月に遡り、約7万円から8万円の保険料を納付してくれた。

また、昭和49年10月以降も、父が私の国民年金保険料を納付書で毎月納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、「国民年金手帳番号割振設定表」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年7月2日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿は、61年5月10日に作成されたもので、同市は、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年4月又は同年5月ごろであると考えられるとしていることから、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の父は、昭和49年9月ごろにA市役所の窓口で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった月に遡り、約7万円から8万円の現金を窓口で納付したとしているが、同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付した場合の金額は5,400円で、申立人の述べる金額と大きく相違する。

申立期間②については、オンライン記録及び上記被保険者名簿の備考欄の記載から、申立人は昭和 61 年 8 月 5 日に昭和 59 年度の保険料 7 万 4,640 円をまとめて納付したが、申立期間②の保険料は時効で納付することができず、60 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、残額については還付されていることが確認できる。

申立期間③については、申立人は、申立人の父が昭和 49 年 10 月以降の国民年金保険料を納付書で毎月納付してくれていたとしているが、A 市の資料によれば、申立期間③当時の A 市の国民年金保険料は 3 か月分を一括して納付する方式であり、当時の保険料収納に係る取扱いと相違している。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿でも、申立期間③の保険料が納付されたことを示す記録は確認できない。

このほか、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和51年7月から52年3月まで

申立期間当時、A市の国民年金協力員が自宅に集金に来ていたので、私と夫の国民年金保険料を納付していた。その際、保険料を納付していない期間があれば、協力員はそのことを私に言ったはずだが、何も言われたことが無い。

また、昭和48年7月から同年9月までの期間についても未納とされていたが、保管していた領収証書により、納付済みと記録が訂正された。

申立期間について領収証書は無いが、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市の国民年金協力員が自宅に集金に来ていたので、私と夫の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、A市からは、「国民年金協力員は、国民年金保険料を納期内に納付しなかった者をリストアップして納付勧奨等を行っていたものであり、保険料を定期的に集金していたものではない。また、協力員は市内に7人か8人程度しかいなかったため、未納者全員を訪問できる状況にはなかった。」との回答を得ており、必ずしも国民年金協力員がすべての未納者に対して集金を行っていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、各申立期間については申立人の夫も未納期間とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係る昭和 48 年 7 月から同年 9 月までのオンライン記録が、平成 22 年 3 月 24 日の追加訂正により、未納から納付済みと訂正されているが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）では、当該期間は、当初から納付の記録となっており、申立人の夫も納付済期間である上、当該期間以外の申立人の納付状況についても、同市の国民年金被保険者名簿とオンライン記録は一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、20歳から国民年金保険料を納付する義務があるという通知が郵送されてきた。そのため、昭和63年10月ごろに母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立人は、平成3年4月1日に国民年金被保険者資格を新規に取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月1日からであり、申立人の国民年金手帳記号番号の2番前の番号で被保険者資格を取得している者が、同年5月7日に20歳に到達していることから、申立人は、この時以降に加入手続きを行ったものと推認できるほか、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年6月から同年12月まで

私は、会社を退職後は、国民年金に加入しなければならないと思い、退職と同時に町役場で国民年金への加入手続を行った。年金手帳にも初めて被保険者となった日として、昭和57年6月6日の記載がある。

申立期間の国民年金保険料は、義父が納付してくれたと記憶しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年1月25日に払い出されており、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和57年6月6日と記載されていることから同年6月ごろに自ら加入手続を行い、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張するが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）において、申立人の国民年金被保険者資格取得の届出年月日欄には「58.1.12」と記載されており、申立期間の国民年金保険料納付記録欄には納付対象期間ではないことを意味する斜線が引かれていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立人の国民年金への加入は任意であったことから、申立人は、制度上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和57年6月6日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない上、

申立人が所持する年金手帳には同日に資格を取得した旨の記載があるものの、A町の上記名簿上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することもできない。

加えて、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 9 月に会社を辞めて A 県から B 県に引っ越し、同年 10 月から 55 年 3 月まで、C 事業所で臨時職員として働いた。申立期間当時、祖父が町内の納税貯蓄組合の組合長をされており、地区の国民年金保険料についても集金していた。祖父は既に死亡したが、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間について保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖父が、昭和 54 年 10 月ごろ申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張するが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の祖父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、祖父は既に死亡しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで
大学生であった私が20歳になったころ、母親が、A町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月18日に払い出されており、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが確認できる。このため、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、学生であり国民年金の加入は任意であったことから、制度上、さかのぼって被保険者となることはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 9 日から同年 11 月 4 日まで

私は、船員手帳に記載されている昭和 31 年 10 月 9 日から同年 11 月 4 日までの期間について、A 社（現在は、B 社）所有の船舶 C に乗船した。

保険料は給料から控除されていたのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等の記憶及び所持している船員手帳により、申立人が申立期間は船舶 C に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、当時の資料が見当たらず、そのころのことを知っている者もないことから、申立人の乗船状況等については不明と回答しているほか、申立人の船員手帳に記載されている船長は、当時のことは覚えていないと回答している。

また、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、A 社の船員保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立期間の前後に船員保険の被保険者資格を取得している者に申立人の乗船状況等について照会したところ、申立期間に船舶 C に乗船していたと回答があった 2 人は申立人を覚えていないとしている上、2 人が所持する船員手帳の雇入れの記載と船員保険の被保険者資格取得日は昭和 31 年 5 月となっているほか、上記被保険者名簿上同年 10 月に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、A 社の船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が船員保険の被保険者であった期間は昭和 32 年 3 月 20 日から 33 年 3 月 16 日までであり、申立期間に船員保険の被保険者であった記録は確

認できない。

このほか、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 19 日から 42 年 3 月 3 日まで

私は、A 県 B 市にある C 社に昭和 40 年 8 月から 42 年 2 月まで会社に
住み込みながら勤めていた。

この期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生
年金保険の記録は無いという回答を受け取ったが、当時の事業所の住所
が書かれた封筒や同僚から後日もらった名刺等を提出するので、申立期
間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立人あての封筒の消印と住所により、申立人が
昭和 40 年 8 月から 42 年 2 月まで C 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業
所となり、31 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっていることから、申
立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、このほかに B 市に
おいて同名称の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が述べた同僚も申立期間における厚生年金保険の記録を確
認することはできない上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録
も見当たらない。

さらに、申立期間において、B 市にあり厚生年金保険の適用事業所とな
っている当該事業所と類似名称の事業所、及び A 県内（B 市を除く。）に
ある当該事業所と同名称の 5 事業所のうち、申立期間に適用事業所となっ
ている 1 事業所のオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらず、
申立人が述べていた同僚 2 名の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
中学を卒業して昭和 33 年 4 月に A 市にあった B 社に入社し、同社の
工場で働いていた。
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録
が無いとのことであったが納得がいかない。
当時の上司が、私が昭和 33 年 4 月に入社したことを証明してくれて
いる文書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とし
て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言等から、申立人が申立期間において、B 社に
勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた工場長、先輩同僚及び厚生年金保
険の手帳記号番号の払出日が申立人と同日である被保険者等 13 人に照会
したところ 10 人から回答があり、7 人（このうち 6 人は申立人と同じ工
場勤務）は、「入社後直ちに厚生年金保険に加入していない。」と回答し、
当該 7 人の入社から被保険者資格を取得するまでの期間は、最長で約 6 年、
最短で約 6 か月となっている上、うち 1 人は、「入社後、即、会社に厚生
年金保険の加入要請をしたが受け入れられなかった。」と証言している。

また、申立人が提出した「年金加入記録の訂正願い」において、「申立
人が中学卒業と同時に B 社に就職し、資格を取得したことを証明する者」
として署名押印している者は、「私自身入社 2 年後に厚生年金保険に加入
しているが、この経緯は不明である。」と述べている。

さらに、昭和 34 年に更新される以前の当該事業所に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、更新後の同名簿に申立人の氏名が確認できるが、その資格取得日は同年5月1日である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 4 日まで
社会保険庁（当時）の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、私は、厚生年金保険があれば将来の生活が確保できると考え、退社しても脱退手当金を請求しなかった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 37.6.17 受付」の印が押されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 70 人の被保険者原票の中で、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たしている女性 8 人について調査したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち 6 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、残る 1 人も「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれて受給した。」と証言していることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から28年4月ごろまで
② 昭和28年4月から29年5月ごろまで
③ 昭和29年5月から31年7月ごろまで
④ 昭和31年12月から32年4月ごろまで
⑤ 昭和32年4月から33年1月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和27年5月から28年4月ごろまで、「A社」に事務員として勤務していた。

申立期間②について、昭和28年4月から29年5月ごろまで、「B社」に勤務していた。

申立期間③について、昭和29年5月から31年7月ごろまで、「C社」の工場に事務員として勤務していたが、工場閉鎖により全従業員が解雇となり退職した。

申立期間④について、昭和31年12月から32年4月ごろまで、「D社」に事務員として勤務していた。

申立期間⑤について、昭和32年4月から33年1月ごろまで、「E事業所」に勤務していた。

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、いずれの申立期間についても厚生年金保険の加入記録は確認できないとの回答であった。

申立期間①から⑤までの期間において各事業所に勤務したことは確かなので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の事業所記号払出簿及びオンライン記録からは、申立人が勤務したとしているA社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が当該事業所の事業主と述べている者は、厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立期間①に係る期間は厚生年金保険に加入していない上、既に死亡していることから申立人の勤務状況等に関する証言は得られなかった。

さらに、申立人が事業主と述べている者は、商業登記簿で当該事業所の代表取締役とはなっておらず、登記簿上の代表取締役にも、申立期間①に、厚生年金保険の被保険者となっている記録は見当たらない。

加えて、申立人は、当該事業所において勤務していたのは、申立人が述べている事業主と申立人の2人のみであったとしており、ほかに申立人についての勤務状況等の証言を得ることができない。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人が述べた事業所の所在地及び事業主が一致するF社が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立人が後任者として名前を挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間②に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の同僚は、「昭和29年4月に申立人の後任として入社したが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。女子事務員はアルバイト的な扱いだっただと思う。」と述べており、当該同僚のF社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社から1年以上が経過した昭和30年7月20日となっている。

また、申立人は、当該事業所には申立人が入社した当初から退職するまで10人程度の従業員がいたと述べているところ、当該事業所で厚生年金保険被保険者が10人を超えるのは昭和29年3月以降となっており、当該事業所では、申立期間②において必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったとも考えられる。

申立期間③について、C社の事業所別被保険者名簿において、同社の工場の従業員は、C社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、当該被保険者名簿において申立期間③に同保険の被保険者資格を取得し、住所が判明した17人に文書による照会を行ったところ、5人が当該工場に勤務していたとしており、そのうち2人が申立人について、「一緒に入社した女子事務員ではないか。」と述べていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人が一緒に入社し、申立人と同じ仕事をしていたとしている同僚は、申立人を覚えておらず、「一緒に入社した人はいなかった。」と証言しており、申立人の勤務状況等について確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、当該工場は閉鎖により全従業員が解雇となったとしているところ、前述の同僚は、「工場が途中で移転した後も勤務していた。」と述べており、事業所別被保険者名簿によると、当該同僚は、当該事業所で昭和33年2月まで勤務していたことが確認できる。

さらに、C社の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が解雇になったとしている昭和31年7月ごろに多数の被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している状況は見当たらない。

申立期間④について、D社の事業所別被保険者名簿から10人に文書による照会を行ったところ、5人から回答があり、そのうち2人が、申立人について、「名字までは思い出せないが、名前を覚えている。」としていることから、申立人が、当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は、適用事業所となっていない。

また、前述の照会に回答があった5人のうち3人は、昭和32年10月以前から当該事業所へ勤務していたとしているが、当該複数の同僚のD社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該事業所が適用事業所となった同年10月1日と一致している。

さらに、昭和30年4月から勤務していたと述べている同僚は、「入社当時社会保険は無く、数年経ってから厚生年金保険に加入した。」としている。

申立期間⑤について、事業所記号払出簿及びオンライン記録からは、申立人が勤務したとしている「E事業所」が、厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、「E事業所」を所有していたとするG社は、「当時は、H社という名称で所有していたと思う。」としているところ、オンライン記録によると、H社は、昭和41年9月30日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤当時は、適用事業所となっていない。

さらに、G社が「E事業所」を所有していたとして名前を挙げた3事業所いずれも申立期間⑤は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、申立人は当時の同僚について覚えていないことから、申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B社）に勤務した昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の 48 か月は給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該事業所での資格喪失日が昭和 61 年 3 月 28 日とあり、厚生年金保険の被保険者期間が 47 か月となっていた。

昭和 61 年 3 月分の給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同年 3 月を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の給料支払明細書によれば、昭和 61 年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかし、申立人は、A事業所を退職後、C市役所D支所に出向き、自分で国民年金への切替手続を行ったとしており、申立人が所持する年金手帳及びC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿でも昭和 61 年 3 月 29 日に国民年金の被保険者資格を取得している上、当該被保険者名簿の備考欄には、申立人の厚生年金保険記号番号とともに「S 61. 3. 28 退職」との記載がある。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人のA事業所における離職日が昭和 61 年 3 月 27 日と記録されており、厚生年金保険の記録と合致する。

さらに、B社によれば、申立人の在籍期間については資料が無いため不

明であるとしている上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5名に照会したところ、そのうち2名から回答があったが、いずれも申立人の退職時期については覚えていないとしているため、昭和61年3月末日までの勤務の一体性及び継続性を確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和61年3月28日であり、申立人の主張する同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和61年3月の厚生年金保険料を事業主により同年3月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に被保険者として使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。